

社会福祉法人のうえい舎

のうえい舎 処遇改善の取り組みに関して

当法人では、2019年度より特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定致します。
賃金以外の処遇改善に関する取り組みに関しては、以下の通りになります。

① 資質の向上に関して

- ・当法人は、各職員の資質の向上のために、研修等への参加を積極的に促し、勤務時間の調整や参加費・交通費の補助、給与保証等を行っている。相談支援専門員初任者研修・サービス管理責任者研修に関しては、受講要件を満たす職員には、積極的に受講してもらい、資格手当・職務手当の支給要件と連動させることで、法人全体の資質の向上を目指す。
- ・月1回の法人全体のスタッフミーティングを実施。ケースアセスメントを深めるための事例検討を行っている。また、月1回法人内研修（精神科医による治療や支援方針等のコンサルテーション）を開催することで、職員の資質の向上を図る。

② 職場環境・処遇の改善に関して

- ・各事業所で、定期的にミーティングを実施することで、情報の共有・各自の支援の振り返り等を行うとともに、ケースアセスメントを深めることで、お互いの意見が出し合える職場環境づくりを目指す。

③ その他の取り組み

- ・障がい有者（ピアスタッフ）でも働きやすい職場環境（勤務時間の調整等）を構築する。